

議案第54号

葛飾区区民農園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年 9 月11日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

高砂七丁目第二農園を廃止するほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区区民農園条例の一部を改正する条例

葛飾区区民農園条例（平成10年葛飾区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表葛飾区高砂七丁目第二農園の項を削り、同表に次のように加える。

〃 水元五丁目南農園	〃 水元五丁目1番
------------	-----------

付 則

この条例中別表葛飾区高砂七丁目第二農園の項を削る改正規定は平成29年12月1日から、同表に葛飾区水元五丁目南農園の項を加える改正規定は平成30年3月1日から施行する。